

# 原動機を用いる歩行補助車等の型式認定についての試験

(警察庁交通局交通企画課)

## 1. 制度の概要

国家公安委員会は、道路交通法施行規則第39条の2第1項等の認定に必要な当該型式についての試験を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する法人を指定することとされている。

## 2. 指定、登録等の基準

道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)

(原動機を用いる歩行補助車等の型式認定)

第39条の2 原動機を用いる歩行補助車等の製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する原動機を用いる歩行補助車等の型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

2～3 (略)

4 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない

一～二 (略)

三 第1項の認定に必要な当該型式についての試験を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する法人として国家公安委員会が指定したものが行う当該型式についての試験の結果及びその意見

5～8 (略)

(人の力を補うため原動機を用いる自転車の型式認定)

第39条の3 人の力を補うため原動機を用いる自転車(以下「駆動補助機付自転車」という。)の製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する駆動補助機付自転車の型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

2 (略)

3 前条第3項から第8項までの規定は、第1項の認定について準用する。この場合において、「原動機を用いる歩行補助車等」とあるのは、「駆動補助機付自転車」と読み替えるものとする。

(原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定)

第39条の4 原動機を用いる車いすの製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する原動機を用いる車いすの型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

2 (略)

3 第 39 条の 2 第 3 項から第 8 項までの規定は、第 1 項の認定について準用する。この場合において、「歩行補助車等」とあるのは、「車いす」と読み替えるものとする。

(普通自転車の型式認定)

第 39 条の 5 自転車の製作、組立て又は販売を業とする者は、その製作し、組み立て、又は販売する自転車の型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

2 (略)

3 第 39 条の 2 第 3 項から第 8 項までの規定は、第 1 項の認定について準用する。この場合において、同条第 3 項第 2 号及び第 6 項中「原動機を用いる歩行補助車等」とあるのは「自転車」と、同条第 3 項第 3 号中「製作工場」とあるのは「製作工場又は組立て工場」と、同条第 4 項第 2 号、第 7 項第 3 号及び第 8 項第 1 号中「原動機を用いる歩行補助車等の製作」とあるのは「自転車の製作又は組立て」と、同条第 7 項第 2 号中「原動機を用いる歩行補助車等の製作」とあるのは「自転車の製作、組立て」と読み替えるものとする。

(安全器材等の型式認定)

第 39 条の 6 次に掲げる安全器材等の製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する安全器材等の型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

- 一 牽引の用具
- 二 自転車に備えられる反射器材
- 三 夜間用停止表示器材
- 四 昼間用停止表示器材

2 (略)

3 第 39 条の 2 第 3 項から第 8 項までの規定は、第 1 項の認定について準用する。この場合において、「原動機を用いる歩行補助車等」とあるのは、「安全器材等」と読み替えるものとする。

(運転シミュレーターの型式認定)

第 39 条の 7 模擬運転装置の製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する模擬運転装置の型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

2 (略)

3 第 39 条の 2 第 3 項から第 8 項までの規定は、第 1 項の認定について準用する。この場合において、「原動機を用いる歩行補助車等」とあるのは、「模擬運転装置」と読み替えるものとする。

原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手續等に関する規則（平成4年国家公安委員会規則第19号）

（指定の基準等）

第2条 府令第39条の2第4項第3号（府令第39条の3第3項、第39条の4第3項、第39条の5第3項、第39条の6第3項及び第39条の7第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、指定を受けようとする法人の申請に基づき行うものとする。

2 国家公安委員会は、前項の規定により申請をした法人（以下この項において「指定申請法人」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その指定をしなければならない。

一 府令第39条の2第4項第3号の試験（以下「型式認定試験」という。）を適正に行うため必要な知識及び技能を有する者が試験を行うこと。

二 型式認定試験を適正に行うため必要な施設及び設備を使用して試験を行うものであること。

三 型式認定試験を適正かつ確実に行うため必要な経理的基礎を有するものであること。

四 型式認定試験以外の業務を行っているときは、当該業務を行うことにより型式認定試験が不公正になるおそれがないこと。

五 指定申請法人が、原動機を用いる歩行補助車等、駆動補助機付自転車、原動機を用いる車いす、自転車、安全器材等又は模擬運転装置（以下「車等」という。）の製作、組立て又は販売を業とする者（以下「製作事業者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 指定申請法人が株式会社である場合にあっては、製作事業者等がその親法人（会社法（平成17年法律第86号）第879条第1項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 指定申請法人の役員（持分会社（会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員）に占める製作事業者等の役員又は職員（過去二年間に当該製作事業者等の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 指定申請法人の代表権を有する役員が、製作事業者等の役員又は職員（過去二年間に当該製作事業者等の役員又は職員であった者を含む。）であること。

### 3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
財団法人 日本交通管理技術 協会	平成 7 年 10 月	東京都新宿区市谷田町 2 丁目 6 番 (03-3260-3621)	道路交通法施行規則第 39 条の 2 第 1 項、第 39 条の 3 第 1 項、第 39 条の 4 第 1 項、第 39 条の 5 第 1 項、第 39 条の 6 第 1 項及び第 39 条の 7 第 1 項の型式認定に必 要な試験を行うのに必要かつ適切 な組織及び能力を有していると認 められたため。

### 4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答 特になし

### 5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定試験：42,000～1,420,000 円 (詳細は <a href="http://www.tmt.or.jp/examination/index.html">http://www.tmt.or.jp/examination/index.html</a> 参照)	人件費、物 件費その他 の経費から 算出

### 6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果(平成 21 年度) 改善すべき事項は特になし。

### 7. 政策評価

平成 23 年度末までに実施予定